圏央道あきる野IC 土地収用を巡る経緯

【土地収用法 第18条】
事業認定申請 H11.8

国交大臣→国交大臣
(事業者)　(認定権者)

【土地収用法 第26条】
事業認定告示 H12.1

国土交通大臣
(認定権者)

【土地収用法 第48,49条】
明渡裁決 H14.9.30

東京都収用委員会

【土地収用法 第102条の2】
代執行請求 H15.6.27

【行政代執行法第3条1項】
戒　　告 H15.8.4,13
(東京都知事)

【行政代執行法第3条2項】　残る1件 (地権者4名)
令　　書 H16.4.1
(東京都知事)

代執行延期 H16.4.15
(東京都知事)

H16.4.13より自主撤去開始
→H16.5.9　引き渡し予定

併合審理
(東京地裁)

事業認定取消訴訟 H12.12
被告:国土交通大臣

収用裁決取消訴訟 H14.11
被告:東京都収用委員会

H16.4.22
事業認定、収用裁決取消判決
被告:国土交通大臣
被告:東京都収用委員会

H14.11,H15.1　執行停止申立
被申立人:都知事,事業者(国,JH),都収用委員会

H15.10.3決定 (東京地裁)
→ 代執行手続き停止
H15.12.25決定 (東京高裁)
→ 東京地裁の決定を取消
(代執行手続き再開)

最高裁:高裁決定維持(H16.3.16)

東京地裁へ
H16.4.22　執行停止再申立
被申立人:東京都

H16.4.26決定 (東京地裁)
→却下